

第 1 章 税にかかるとされる主な制度改正

第 1 章

税にかかるとされる主な制度改正

令和 8 年度から適用される制度改正

(1) 給与所得控除額の見直し

給与収入金額が 190 万円以下の方の給与所得控除について、最低保障額が最大 10 万円引き上げられます。

(注) 給与収入金額が 190 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5 千円以下	65 万円	55 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下		収入金額×40%－10 万円
180 万円超 190 万円以下		収入金額×30%＋8 万円

給与所得の算出方法等は、P16「給与所得の求め方」をご覧ください。

(2) 扶養親族等の所得要件の見直し

下表のとおり各種扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件が 10 万円引き上げられます。

控除の種類	扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与のみの場合の収入金額※ 1)	
		改正後	改正前
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
扶養控除	扶養親族の合計所得金額		
ひとり親控除	ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額等		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5999 円以下)
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(※ 1) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(3) 特定親族特別控除の創設

納税義務者と生計を一にする、19歳以上23歳未満（前年12月31日現在）の親族等（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける方、白色事業専従者を除く）で前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の方（以下、「特定親族」という。）を有する場合に、所得控除の適用を受けられるようになりました。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(4) 家内労働者の事業所得等の所得計算の特例

給与所得控除の改正に伴い、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

(5) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

令和6年度の税制改正において、子育て世帯または、若者夫婦世帯が令和6年に入居する場合、借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、令和7年中に入居した場合においても、その措置が延長されました。

① 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）または、**若者夫婦世帯**（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が令和6年・7年に入居する場合には、令和4年・5年入居の借入限度額が維持されます。

住宅の区分	居住年 及び 借入限度額【控除期間】			
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
認定長期優良住宅	5000万円 【13年間】		4500万円【13年間】 ※子育て・若者夫婦世帯	
認定低炭素住宅			5000万円【13年間】	
ZEH水準省エネ住宅	4500万円 【13年間】		3500万円【13年間】 ※子育て・若者夫婦世帯	
			4500万円【13年間】	
省エネ基準適合住宅	3000万円 【13年間】		3000万円【13年間】 ※子育て・若者夫婦世帯	
			4000万円【13年間】	

② 新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件 40 m²に緩和する措置（合計所得金額 1000 万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和 7 年 12 月 31 日（改正前：令和 6 年 12 月 31 日）に延長されます。

（6）環境性能割の廃止

令和 8 年度の税制改正において、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、自動車税（道府県税）及び軽自動車税（市町村税）環境性能割が、令和 7 年度末をもって廃止されました。

（7）所得税における基礎控除の引上げに係る個人住民税の対応

① 住民税における住宅ローン控除上限額の算定方法

次の（ア）・（イ）のいずれか低い方の金額

（ア） 所得税の課税総所得金額等 +（所得税の基礎控除額 - 48 万円）^{（注1）} の 5%

（イ） 9.75 万円

※令和 7 年 12 月以前に居住の用に供した者に限る

② ふるさと納税に係る特例控除額の算定方法

個人住民税における課税所得金額 - 所得税との人的控除額の差額（人的控除差調整額）

-（所得税の基礎控除額 - 48 万円）^{（注1）}

（注 1）（所得税の基礎控除額 - 48 万円）が 0 円未満になる場合は、0 円とします。

